

🗑️ ごみステーションへの出し方とルール

きちんと
分別して

「燃やせるごみ」は大村市指定ごみ袋に入れて、口をしっかりと結んで出してください。



決められた
日時に

収集日当日の午前 8 時 30 分までにお願いします。
※収集後は出さないでください。



決められた
場所に

利用できるごみステーションは地域の中で決められています。
他のごみステーションへのごみ出しは、絶対にしないでください。

引越された方は、ご近所の方やアパート・マンションの管理会社などに、ごみステーションの場所をご確認ください。

ごみステーションの管理について

🌱 ごみステーションの維持管理は、利用者の皆さんで行っていただいております。
協力して清掃するなど、ルールを守って使いましょう。

🌱 市では、カラス・ねこ対策としてネット・ボックスの貸し出しを行っています。
詳しくは環境センター（0957-54-3100）までお問い合わせください。

🌱 道路上のごみステーションを利用される場合は、歩行者等の通行の妨げにならないように注意してください。



以下のような行為は不法投棄です。絶対にやめてください！



- お店や事務所などから出る事業活動に伴うごみのごみステーションへの投棄
※事業系ごみは許可業者に収集を依頼するか、事業者自ら環境センターに持ち込んでください。
(P34~35)
- 家電リサイクル法対象品目やパソコン、市が収集・処理できないごみのごみステーションへの投棄
※エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンなどの廃棄について (P11)
- 空き地や道路などへのごみの投棄



不法投棄は犯罪です！

不法投棄をした者は、5年以下の懲役または1,000万以下の罰金、又はこれらの併科となることがあります。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条)